

平成25年第12回教育委員会定例会日程

日 時 平成25年12月24日(火) 午前9時00分
場 所 北栄町役場大栄庁舎 第4会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第52号 学校教育法施行令第22条の3に該当する児童の在学の
継続について

5 協議事項

- (1) 北条小学校「自動車通学」について 資料1
- (2) 平成26年度全国学力・学習状況調査について 資料2
- (3) 豊かな育ちと学び力アップ会議について 資料3

6 報 告

- ・平成25年12月第8回北栄町議会定例会について . . 別添資料1
- ・平成26年度小・中学校要望について 別添資料2
- ・学校ICT機器整備の検討について 別添資料3
- ・教育委員会制度改革の情報について 別添資料4

7 その他

- ・議会教育民生常任委員との意見交換会 別添資料5
1月 8日(水) 午後1時30分から
- ・町長との意見交換会 別添資料6
1月 8日(水) 午後3時30分から
※会終了後、「北京」で懇親会
- ・次回教育委員会 定例会 1月29日(水) 午後1時30分から

8 閉 会

12月行政報告

= 教育長 =

第8回教育連絡会（平成25年12月5日）

【確認事項】

①体罰を伴わない指導方法の徹底

- ・生徒指導については、児童・生徒の心に染み込むような工夫を
- ・止むを得ないと思われる場合でも、禁止されている方法は決して用いない

②いじめの解決

1 計画訪問を終えて

- ・所・園・校内研修の充実を図る
- ・研究推進は、教師力向上のため
- ・教師力が向上すれば、子どもたちに力がつく
- ・共通理解をして、共通実践は必ず実施する→成果と課題
- ・指導の工夫は様々されているが、
共通理解を踏まえないで“勝手に”実践では井の中の蛙になりがち
- ・指導の基礎基本は、全職員が身につける+自らの工夫

2 学期末の仕事の見通しと段取りについて

- ・優先性や順序性を考えて、効率よく進める
- ・何時までもずるずる居残らない
- ・多忙になると心を亡くす傾向があるが、子どものことは忘れないで欲しい
- ・子ども園においては、28日までと長丁場になるが、心を亡くさないよう保育・教育に当たってもらいたい

3 服務規律について

- ・飲酒運転の防止については、重ねて、繰り返して、声に出して注意喚起を
(12月10日から19日まで、年末の交通安全県民運動)
- ・年末年始、飲酒の機会が増える時期でもある
- ・飲むと大きな声になることや他人のうわさ話・悪口も飛び交う場面もある
- ・社会的信用を失墜しないように

4 多忙化対策について

- ・要因と対策の工夫は
- ・各所・園・学校の実態を聞きたい

5 その他

- ・学校教育の法化現象と危機管理～体罰、いじめ問題に寄せて～
- ・日本の成人力は世界1位～国民に自覚的努力があつてこそ～

＝教育総務課＝

1 第11回定例教育委員会の開催について

11月25日、第11回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、1議案は原案どおり承認されました。

協議では、学力向上対策として新たに委員会を設けることについて、教育委員と町長、議会教育民生常任委員会との意見交換会について協議をしました。

学力向上委員会については、教育連絡会で提案し具体化していく事となりました。

○議事

- ・北栄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

2 教育連絡会の開催について

12月5日、第8回教育連絡会が開催されました。教育委員会事務局、各園所、小中学校の情報交換を行いました。協議、報告連絡事項で大栄中学校でのいじめで、子どもたちがラインのために使った機器が多岐にわたり、予想以上に情報端末が浸透しており、今後情報端末の使用に係る啓発活動に取り組みする必要があるなど意見が出されました。また、学力向上委員会については、早い段階で組織を立ち上げ来年度に向けた体制をつくるのが良いとの意見などもあり、1月上旬には1回目の会を持つ事となりました。

3 教育委員会教育委員懇談会について

12月12日、教育委員懇談会を開催しました。これは、12月議会を前に一般質問の答弁要旨につき意見交換を行ったものです。12月議会では、教育総務課関連に「いじめ問題」1件、生涯学習課関連に「人権教育相談員の増員」1件が通告されました。

4 いじめ事案について

《今後の行事予定》

- | | | | |
|------|---|-------------------|-----------|
| ・終業式 | — | 大栄小学校・北条小学校・大栄中学校 | 12月20日(金) |
| | | 北条中学校 | 12月24日(火) |
| ・始業式 | — | 大栄小学校・大栄中学校 | 1月7日(火) |
| | | 北条小学校・北条中学校 | 1月8日(水) |

【その他特徴的な事項】

※平成25年度課題と目標から

1 児童生徒の学力向上といじめの未然防止・早期発見・解決の取り組み

■北栄町教育力向上事業「自治会等地域での学習活動支援事業」

国坂自治会、大島自治会、下種自治会、西高尾生徒会で取り組みがなされた。

■サマースクール

7月24日から10日間、町内児童を対象に地域の方（教員経験者・大学生）に講師・指導者として関わっていただき夏休みにおける学習習慣の持続や学習意欲の向上及び地域の方とのふれあい目的として実施した。

■全国学力状況調査

8月28日に結果が教育委員会並びに各校へ公表され、各校では学校だより等で保護者へ周知。また、結果を踏まえ教育委員会・学校で分析、今後の方策を検討。

■いじめサミットについて

8月21日～22日の児童交流の結果を持って各校で情報発信するなど取り組んだ。

2 児童生徒が豊かに育ち、学べる学校教育環境づくりの取り組み

■学校運営における教職員等の人的配置の充実

県費負担職員以外の町負担職員の配置・・・・・・・・実施

運動部部活外部指導者の配置・・・・・・・・実施

■学校施設整備状況

大栄小教室等手洗い場塗装補修（終了）・大栄中・北条中机椅子購入（終了）

大栄中・北条中体育館ライン塗り直し（終了）・北条小・中カーテン等修繕工事（終了）

大栄中ロッカー修繕工事（終了）・大栄中・教室黒板更新工事（終了）

大栄中学校給湯器（終了）

9月補正関係＝北条小学校渡り廊下スリップ防止工事（終了）

北条中学校玄関雨漏り工事（終了）

北条中学校屋上コンクリート防壁工事（工事中）

※学校施設定期点検・・・・・・・・毎月最終金曜日実施

3 就学前保育教育の充実

■保育士・幼稚園教諭の資質向上

・保育部保育士、幼稚部教諭園外研修の実施

・第4回保育所副所長・子ども園部長研修

・町幼研公開保育の実施

4 子育て支援の充実

■特別な支援を必要とする子への対応

発達障害支援：発達障害を持つ子どもの保護者支援策（相談ネットワークなど）の検討などを行うため、8月1～2日湖南省市への発達支援視察を行い、町のシステムづくりの検討を関係課で検討中。

■子育て支援施策

現行の次世代育成支援対策地域行動計画（スマイルプラン2）から、H27より施行の「子ども子育て支援新制度」に移行するため、9月議会に「北栄町子ども・子育て支援会議条例」を上程、可決された。今後組織の立ち上げ、現在ニーズ調査を実施中、結果をもとに実施計画の策定を行う。

■設備関係

9月補正関係 =北条こども園園庭芝生暗渠工事（2月施工予定）

由良こども園園庭芝生化工事（ 〃 ）

5 安全・安心な学校給食の提供

■学校給食センター調理部門の業者委託について

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会を開催し、参加業者3社でプレゼンテーションを実施し、総合評価で（株）東洋食品に決定。現在契約締結を終了し、雇用関係の調整が行われています。

＝生涯学習課＝

1 北栄町人権フェスタ 2013 について

12月1日(日)、大栄農村環境改善センターで北栄町人権フェスタ 2013 を開催しました。町全体を対象として町単独で行う初めての事業となりました。

大栄小のいじめサミットを通しての活動報告、北条・大栄中学生徒による人権作文の朗読、曲有志の月曜会による人形劇など、参加型のイベントとし、鳥取に住みます芸人ほのまるを総合司会・人権トークに起用することで、人権問題に気軽に参加していただく機運の醸成を図りました。また、県で手話言語条例が制定されたタイミングを捉え、手話講習も行いました。

253人の来場者があり、素直に感情を表し、人権の大切さについて改めて知り、気づき、学ぶ機会となりました。

2 人権週間について

12月4日から10日まで人権週間でした。初日には、人権擁護員、人権教育・啓発推進協議会理事のみなさまとともに24事業所への啓発訪問、2ヶ所で街頭啓発を実施しました。また、巡回広報なども実施しました。

3 北条文化会館人権教育講座について

12月5日、北条文化会館でじんけん公演会を開催しました。「楽しくなくちゃ人権学習じゃない」を基本に活動されています「バンド しんゆう」が、自らの体験談を交え、差別解消への思いを込めた歌や「あのすばらしい愛をもう一度」など思い出の歌でメッセージを伝えました。代表の村上さんが江府中学校PTA人権教育推進部長の時に結成されたバンドで、今夏の「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」にも出演されていました。

4 今後の行事について

(1) 北栄町元旦マラソン&ウオーキング大会

期間：1月1日

(2) 成人式

期間：1月3日

(3) 公民館まつり

期間：1月25日～2月2日

(4) 村上幸史講演会

期間：1月26日

議案第 5 2 号

学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に該当する児童の在学の継続
について

学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 2 2 条の 3 に該当する次の児童を継続して北栄町立 へ在学させることについて、委員会の承認を
求める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 在学児童名
 住 所
 氏 名
- 2 保護者
- 3 在学先学校名
- 4 該当障がい名
- 5 理 由

5 協議事項

(1) 北条小学校における「自動車通学」について

○経過

- ・4月及び7月委員会：北条小学校 東新田場等遠距離通学の通学方法について協議
⇒「自動車通学」が適当。
- ・9月委員会 : ①「自動車通学」の方法
⇒予算が高額となることから、より良い安全な「自動車通学」の方法について町長と協議・決定。
②過去からバス通学であった米里自治会の通学方法
⇒未協議

○協議事項

- ・米里（江北浜）自治会の町バスでの登校の取り扱いについて

（現状）

- ①米里（通学道程：2.8km）
 - ・1・2年+引率班長：通年：町バス登校通学（帰：徒歩）
 - ・3年以上 : 徒歩通学 ⇒ 冬季：町バス登校通学（帰：徒歩）
- ②江北浜（通学道程：2.8km）
 - ・全学年 : 徒歩通学 ⇒ 冬季：町バス登校通学（帰：徒歩）

（検討内容）

上記の現状を踏まえ次の事項について検討する。

- ・大栄地区同様の地区（瀬戸・西園・妻波）の取り扱い及び過去の町バス利用状況を考慮し、米里等を「バス通学」とすべきか。遠距離通学のルールに該当しないため、「徒歩通学」とすべきか。
- ・「バス通学」とする場合、登校時のみバス通学とすべきか。下校時も含めて1・2年低学年に配慮し、「バス通学」とすることはどうか。

※参考資料

- ・通学状況図面
- ・北条小バス通学計画表
- ・自動車通学検討シュミレーション
- ・児童生徒の推移

平成 2 5 年度北条小学校バス通学計画

江北浜・・要望により（18年1月から
冬季間町バス利用

部 落	学年		4月～11月及び3月	12月～2月（冬季間）
東新田場	1・2	行	[町大型バス] 東新田場～小 学 校	[町大型バス] 東新田場～小 学 校
		帰	[日本交通] 国 坂～江 北 11月 [町公用車] 小 学 校～東新田場	[町公用車] 小 学 校～東新田場
	3～6	行	[町大型バス] 東新田場～小 学 校	[町大型バス] 東新田場～小 学 校
		帰	4月～10月、3月（徒 歩） 11月 [町公用車] 小 学 校～東新田場	[町公用車] 小 学 校～東新田場
西新田場	1～6	行	[町大型バス] 西新田場～小 学 校	[町大型バス] 西新田場～小 学 校
		帰	4月～10月、3月（徒 歩） 11月 [町公用車] 小 学 校～西新田場	[町公用車] 小 学 校～西新田場
米 里	1・2 (引率2名含む)	行	[町大型バス] 米 里～小 学 校	[町小型バス] 米 里～小 学 校
		帰	(徒 歩)	(徒 歩)
	3～6	行	(徒 歩)	[町小型バス] 米 里～小 学 校
		帰	(徒 歩)	(徒 歩)
下 神	1・2 (引率1名含む)	行	[日本交通] 下 神～国 坂	[日本交通] 下 神～国 坂
		帰	[日本交通] 国 坂～下 神	[日本交通] 国 坂～下 神
	3～6	行	(徒 歩)	(徒 歩)
		帰	(徒 歩)	(要望により18年1月から保護 者負担でバス通)
松 神	1・2 (引率1名含む)	行	[日本交通] 松 神～国 坂	[日本交通] 松 神～国 坂
		帰	[日本交通] 国 坂～松 神	[日本交通] 国 坂～松 神
	3～6	行	(徒 歩)	(徒 歩)
		帰	(徒 歩)	(要望により18年1月から保護 者負担でバス通)
曲	1・2 (引率2名含む)	行	[日本交通] 下 神～国 坂	(20年1月から町バス利用)
		帰	[日本交通] 国 坂～下 神	[日本交通] 国 坂～下 神
	3～6	行	(要望により19年4月～	(20年1月から町バス利用)
		帰	保護者負担でバス通)	[日本交通] 国 坂～下 神

※引率人数

米里 (冬季間除く)	2名
下神 (行きのみ)	1名
松神 (行きのみ)	1名
曲 (冬季間除く 行きのみ)	2名

●北条小学校 登下校時における通学方法について

①現在在籍する児童の学年別人数

自治会名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	家庭数
西新田場		1	2		2		5	4
東新田場	2	2	5	2	2		13	8
江北浜	4	2	1	2	1	3	13	7
曲	2		3	2	2	2	11	8
米里	1	2		1		1	5	5
	9	7	11	7	7	6	47	⇔総数

※ 東新田場1・2年は、江北まで路線バス

②平成26年度以降の新入学予定児童の人数

自治会名	H26	H27	H28	H29	H30	H31
西新田場	0	1	0	0	1	0
東新田場	1	1	2	5	1	6
江北浜	0	1	0	1	3	2
小計	1	3	2	6	5	8
曲	4	2	4	1	1	5
米里	5	1	3	2	0	0
小計	9	3	7	3	1	5
合計	10	6	9	9	6	13

③平成26年度以降の自治会別児童の総数(米里・江北浜:1・2年)

自治会名	H26	H27	H28	H29	H30	H31
西新田場	5	4	4	2	2	2
東新田場	14	13	13	13	12	16
江北浜	4	1	1	1	4	5
小計	23	18	18	16	18	23
曲	13	13	15	13	14	17
米里	6	6	4	5	2	0
小計	19	19	19	18	16	17
合計	42	37	37	34	34	40

※米里・江北浜は、1・2年のみ

④平成26年度以降の自治会別児童の総数(米里・江北浜:全学年)

自治会名	H26	H27	H28	H29	H30	H31
西新田場	5	4	4	2	2	2
東新田場	14	13	13	13	12	16
江北浜	10	10	8	8	9	7
小計	29	27	25	23	23	25
曲	13	13	15	13	14	17
米里	9	10	12	14	12	11
小計	22	23	27	27	26	28
合計	51	50	52	50	49	53

※米里・江北浜は、全学年

★東・西新田場、曲自治会の全学年及び米里、江北浜自治会1・2年児童の登下校をバスで送迎するシュミレーション
・直営及び民間委託について、次のとおり「A」～「E」の「5パターン」をシュミレーションした。

通学方法	必要経費	内訳等
A 民間委託	4,806,285 円 ※毎年	人件費 1,700,000 円 車輛経費(1式) 608,000 円 車輛償却費 1,500,000 円 燃料費 379,750 円 諸経費(10%) 418,775 円 保険・税金 199,760 円 ★(効果と課題) ・安全の購入、事務負担軽減、民活 ・委託先の監督
	★ 10年後合計 48,062,850 円	
B 民間委託	10,522,745 円 ※1年目 2,976,965 円 ※2年目以降	人件費 1,700,000 円 車輛経費(1式) 500,000 円 燃料費 379,750 円 諸経費(10%) 257,975 円 車輛購入費 7,685,020 円 保険・税金 139,240 円 ★(効果と課題) ・Aと同様 ・車輛購入時の初期投資が高額
	★ 10年後合計 37,315,430 円	
C 民間委託	4,554,485 円 ※1～5年(年間) 3,726,965 円 ※6年目 2,976,965 円 ※7年目以降	人件費 1,700,000 円 車輛経費(1式) 500,000 円 燃料費 379,750 円 諸経費(10%) 257,975 円 車輛リース費 1,577,520 円 (6年目買取費 750,000 円) 保険・税金 139,240 円 ★(効果と課題) ・Aと同様 ・初期投資の軽減⇨リース利率の負担
	★ 10年後合計 38,407,250 円	
D 直営実施	10,624,010 円 ※1年目 2,938,990 円 ※2年目以降	人件費 1,920,000 円 車輛経費(1式) 500,000 円 燃料費 379,750 円 車輛購入費 7,685,020 円 保険・税金 139,240 円 ★(効果と課題) ・運転手の確保 ・運行管理監督 ・人件費の設定 ・初期投資
	★ 10年後合計 37,074,920 円	
E 直営実施	4,516,510 円 ※1～5年(年間) 3,688,990 円 ※6年目 2,938,990 円 ※7年目以降	人件費 1,920,000 円 車輛経費(1式) 500,000 円 燃料費 379,750 円 車輛リース費 1,577,520 円 (6年目買取費 750,000 円) 保険・税金 139,240 円 ★(効果と課題) ・運転手の確保 ・運行管理監督 ・人件費の設定 ・車輛投資
	★ 10年後合計 38,027,500 円	

※(参考)大栄小スクールバス運転手 人件費総額
賃金 月額209,700円 雇用保険 209,700円×0.8/1000
(年間2,516,400円) 月167円
社会保険料 357,000円 ★年間総額 2,875,404円

※条件		
A 民間委託(車輛+運転手)	① バス車両 ・車輛償却費	バス会社借上 1,500,000円
	② バス維持管理(法定点検+燃料費等) ・燃料費(10:3.2km) ・車輛経費(車検+タイヤ経費+修繕費等)	バス会社費用 軽油単価 140円 1式 608,000円
	③ 保険・税金	199,760円
	④ バス運転手人件費(健康診断費用等込) ・人件費	バス会社派遣 1日当たり 8,500円
B 民間委託(車輛維持管理のみ+運転手 車輛購入:町)	① バス車両 ・車輛購入費(任意保険料込)	町購入⇒提供 7,685,020円
	② バス維持管理(法定点検+燃料費等) ・燃料費(10:3.2km) ・車輛経費(車検+修繕費等)	バス会社費用 軽油単価 140円 1式 500,000円
	③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
	④ バス運転手人件費(健康診断費用等込) ・人件費	バス会社派遣 1日当たり 8,500円
C 民間委託(車輛維持管理のみ+運転手 車輛リース:町)	① バス車両 ・車輛リース費(5年60回) ・リース期間満了後買取価格	町リース⇒提供 1月当たり 131,460円 750,000円
	② バス維持管理(法定点検+燃料費等) ・燃料費(10:3.2km) ・車輛経費(車検+修繕費等)	バス会社費用 軽油単価 140円 1式 500,000円
	③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
	④ バス運転手人件費(健康診断費用等込) ・人件費	バス会社派遣 1日当たり 8,500円
D 直営実施(町購入+人件費)	① バス車両 ・車輛購入費	町購入⇒提供 7,685,020円
	② バス維持管理(法定点検+燃料費等) ・燃料費(10:3.2km) ・車輛経費(車検+修繕費等)	町費用 軽油単価 140円 1式 500,000円
	③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
	④ バス運転手人件費(社会保険除く賃金のみ) ・人件費(1時間当たり 1,600円)	町費用 1日当たり 9,600円
E 直営実施(町リース+人件費)	① バス車両 ・車輛リース費(5年60回) ・リース期間満了後買取価格	町購入⇒提供 1月当たり 131,460円 750,000円
	② バス維持管理(法定点検+燃料費等) ・燃料費(10:3.2km) ・車輛経費(車検+修繕費等)	町費用 軽油単価 140円 1式 500,000円
	③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
	④ バス運転手人件費(社会保険除く賃金のみ) ・人件費(1時間当たり 1,600円)	町費用 1日当たり 9,600円
共通	① ア 東・西新田場・江北浜児童の推移(H26～H31) イ 曲・米里児童の推移(H26～H31)	最大23名 最大22名
	② 年間の学校稼働日数(週登校10便、下校9便)	200日
	③ 年間走行距離	8,680km(1日21.7km×2回)
	④ 1日の業務時間(6:30～8:30、14:00～18:00)6時間	

- 東・西新田場全学年児童をバス下校、曲自治会を路線バス+徒歩下校について
 - ・東・西新田場 ⇒ 概ね上記シュミレーションのとおりで、減額となる項目は、「距離数に応じた燃料費」と「諸経費」のみである。
(参考)年間走行距離 4,120km(1日20.6km)
 - ・曲 ⇒ 現在、「保護者負担」としている「3学年以上の4～11月及び3月の路線バス定期代」を「町負担」とするものである。
(参考)平成25年度3～6学年 7人の路線バス定期代 123,200円



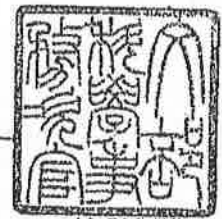
25文科初第989号
平成25年11月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項

殿

の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学事務次官
山中伸



(印影印刷)

平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要です。さらに、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要です。これらを踏まえ、本実施要領においては、平成25年度の調査に関する実施要領から、市町村教育委員会による個々の学校名を明らかにした調査結果の公表も可能とするなど調査結果の公表の取扱いを変更しています。

また、平成25年度までの全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となります。ただし、本実施要領に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う際、経年比較による分析を行うため、過去の調査結果についても個々の学校名を明らかにして公表内容に含める必要がある場合は、当該年度の実施要領の趣旨を踏まえ、事前に当該学校と十分相談し、公表による教育上の影響等を確認した上で、教育委員会の責任と判断において公表することも可能とします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

初等中等教育局参事官付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

本実施要領は、平成26年度全国学力・学習状況調査の実施に当たり、調査の目的、対象、内容、実施日、実施体制及び結果の取扱い等の調査の適切な実施に必要な事項を定めるもの。教育委員会等は本実施要領に基づき調査に参加・協力する。

1. 調査の内容

対 象：小学校第6学年，中学校第3学年の全児童生徒
内 容：国語，算数・数学の2教科 及び 質問紙調査
実施日：平成26年4月22日（火）

2. 平成25年度実施要領からの主な変更点

教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い関係部分

⇒〔実施要領P.5～6「7(5)調査結果の取扱いに関する配慮事項」〕参照

（概要）

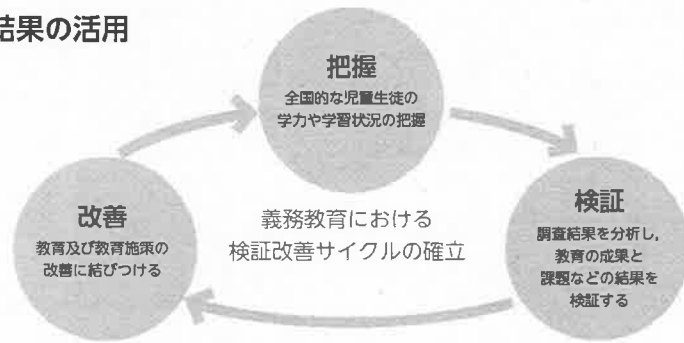
調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、以下の取扱いとした。

- ◇ 市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、

- ・ 公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・ 単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・ 市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
- ・ 児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

ことなどを定めた。

調査結果の活用



国	教育の改善に向けた全国的な取組を推進	(例) 学習指導要領の改訂、各種施策の検証・改善、教員の配置等への支援、教育委員会や学校における改善の取組への支援 など
教育委員会	域内の教育の改善に向けた取組を推進	(例) 教員の配置等の工夫、教員研修の充実、教育指導等の改善のための資料の作成、保護者や地域と連携した取組 など
学校	教育指導等の改善に向けた取組を推進	(例) 明らかになった課題を踏まえた授業改善の取組、校内研修の充実、家庭における学習習慣や生活習慣の確立に関する保護者への働きかけ、地域のボランティア等の協力による放課後等における補充学習の実施 など

◎全国学力・学習状況調査を活用するための参考資料等

■授業アイデア例

各学校において、今後の教育指導や児童生徒の学習状況の改善等に活用できるようにするため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、授業を改善する際の参考となるよう作成・配布した「授業アイデア例」。

■全国学力・学習状況調査の4年間の調査結果から今後の取組が期待される内容のまとめ

平成19～22年度の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、とりまとめた資料。

(内容)

- ・各教科の領域等ごとに、児童生徒の「成果」と「課題」を整理。
- ・特に「課題」については、児童生徒一人一人の学習内容の着実な定着を目指して、その解決に向けた詳細な分析を行い、学習指導の改善・充実の参考となるポイント等を記載。

■全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集

全国学力・学習状況調査において、無解答率が低いなどの特徴ある結果を示した学校が、その結果に寄与したと考えている取組をとりまとめた事例集。

■全国学力・学習状況調査の結果を活用した実践研究の成果報告書

調査結果から明らかになった課題に対して、教育委員会、学校等が連携しながら学校の教育活動等の改善に取り組んだ実践研究の概略等を掲載した報告書。

■全国学力・学習状況調査の結果を用いた追加分析

国や教育委員会、学校等の教育活動や、教育施策の一層の改善を図るため、大学等の研究機関の専門的な知見を活用し、高度な分析・検証を行った調査研究の報告書。

(分析例)

- ・教育的に不利な環境にあるにも関わらず、比較的良好な結果を示した学校の特徴等
- ・習熟度別少人数指導の効果について分析
- ・学力層に注目した指導方法等に関する分析

これらの資料は、国立教育政策研究所 HP
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>
 に掲載されています。

本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者等（教育委員会、学校法人等）の協力を得て実施するものです。

調査実施日：4月22日（火）

調査の目的

- ◇義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- ◇学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- ◇そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

調査対象

国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年 原則として全児童生徒

調査内容

①教科に関する調査（国語、算数・数学）

主として「知識」に関する問題(A)	主として「活用」に関する問題(B)
<ul style="list-style-type: none"> ・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容 ・実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能 など	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力 ・様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力 など

②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査 (例) 国語の勉強は好きですか、授業の内容はどの程度分かりますか、一日にテレビを見る時間、読書時間、勉強時間の状況 など	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査 (例) 学力向上や学習の定着に向けた取組、習熟度別少人数指導、教育の情報化、教員研修、家庭・地域との連携の状況 など

時間割

◎小学校（児童質問紙は、3時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。）

1時限目	2時限目	3時限目	
国語A（20分）、算数A（20分）	国語B（40分）	算数B（40分）	児童質問紙（20分程度）

◎中学校（生徒質問紙は、4時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。）

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	
国語A（45分）	国語B（45分）	数学A（45分）	数学B（45分）	生徒質問紙（20分程度）

問題例：平成25年度全国学力・学習状況調査より

全問題については、(http://www.nier.go.jp/13chousa/13mondai.htm) を参照。

中学校・国語A 話し合いをする

1. 話し合いの目的は、自分の考えを相手に伝えることである。 (A)

2. 話し合いの目的は、相手の考えを自分の考えに合わせることである。 (B)

3. 話し合いの目的は、自分の考えを相手の考えに合わせることである。 (C)

4. 話し合いの目的は、相手の考えを自分の考えと合わせることである。 (D)

5. 話し合いの目的は、自分の考えと相手の考えを合わせることである。 (E)

●出題の趣旨
話し合いをする際に、次のことができるかどうかをみる。
・話し合いの方向を捉えて司会の役割を果たすこと

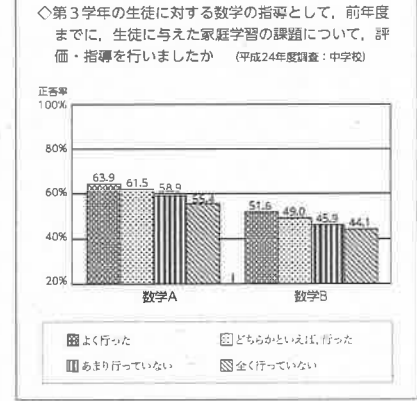
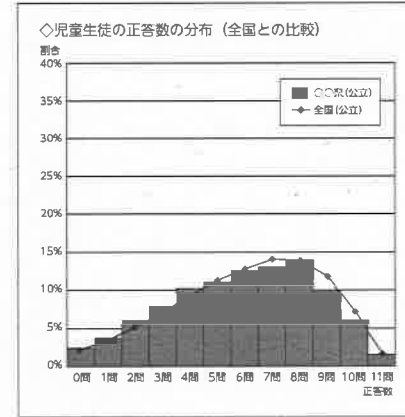
●正答
一 2
二 1, 4, 5
(正答率 一 90.7%, 二 55.2%)

調査結果等の集計・分析・提供

集計・分析

- ◇国全体、各都道府県、地域の規模等における調査結果を公表
- ◇児童生徒の学習環境や生活習慣、学校における指導や教育条件の整備状況等と学力の相関関係を分析、公表

◎公表する調査結果の例



22

小学校・算数B 複数条件を基にした判断と根拠の説明(遊園地)

1. 遊園地に行く計画を立てています。

2. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗り物	乗車券の料金額(円)
ジェットコースター	5
観覧車	4
ゴースト	3
ゴーカート	2
ヨーヨー回し	1
リゾーランド	1

3. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗車券	乗車券の料金額(円)
1枚券	100円
11枚つづり	1000円
1枚券と1枚つづり	1500円

4. 遊園地に行く計画を立てています。

5. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗り物	乗車券の料金額(円)
ジェットコースター	5
観覧車	4
ゴースト	3
ゴーカート	2
ヨーヨー回し	1
リゾーランド	1

6. 遊園地に行く計画を立てています。

7. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗車券	乗車券の料金額(円)
1枚券	100円
11枚つづり	1000円
1枚券と1枚つづり	1500円

8. 遊園地に行く計画を立てています。

9. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗り物	乗車券の料金額(円)
ジェットコースター	5
観覧車	4
ゴースト	3
ゴーカート	2
ヨーヨー回し	1
リゾーランド	1

10. 遊園地に行く計画を立てています。

11. 遊園地の乗り物と、乗るための乗車券の料金を、次の表のとおりです。

乗車券	乗車券の料金額(円)
1枚券	100円
11枚つづり	1000円
1枚券と1枚つづり	1500円

●出題の趣旨
日常の事象を数理的に捉え、次のことができるかどうかをみる。
・情報を整理し、筋道を立てて考え、判断すること。
・示された情報を基に条件に合うものを選択し、その選択が正しい理由を数学的に表現すること。

●正答
(1) ゴーカート
(2) [番号] 2
(正答例)
【わけ】1枚券を15枚買うと、100×15=1500で、料金は1500円です。
11枚つづりの乗車券を1つと、1枚券を4枚買うと、1000+100×4=1400で、料金は1400円です。
乗車券を買うと、料金は1500円です。
1500円と1400円を比べると、1400円のほうが安いので、11枚つづりの乗車券を1つと、1枚券を4枚買う方がいちばん安く買えます。

(正答率 (1) 51.2%, (2) 51.0%)

提供

- ◇各教育委員会、学校に以下の調査結果を提供
 - ・児童生徒の正答数分布図
 - ・設問別正答率・無解答率、類型別解答状況
 - ・質問紙調査の結果
 - ・各児童生徒に提供する「個人票」 など
- ◇分析結果や指導改善のポイント等を示した「報告書」や、授業を改善する際の参考にできる「授業アイディア例」もあわせて提供

個人票のイメージ

授業アイディア例のイメージ

平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成25年11月29日

文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

平成26年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，中等教育学校第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心と

した出題

- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成26年4月22日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成26年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町

村教育委員会，学校法人，国立大学法人等の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は，域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は，私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会，学校法人，国立大学法人等は，学校の設置管理者として調査に協力し，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は，校長を調査責任者として，設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は，小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて，以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果について，

(ア) 国語，算数・数学のそれぞれ，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について，

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況
- イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況
- ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市及び町村並びにへき地）における公立学校全体の状況
- エ その他、調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果

（イ）市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

（ウ）学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

エ 文部科学省においては、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況について、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。また、例えば、教育事務所単位の状況を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で、(エ)に基づき公表することは、それぞれの判断において可能であること。
- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合

も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第4

2号) 第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.(5)ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせることで、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に出だし指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

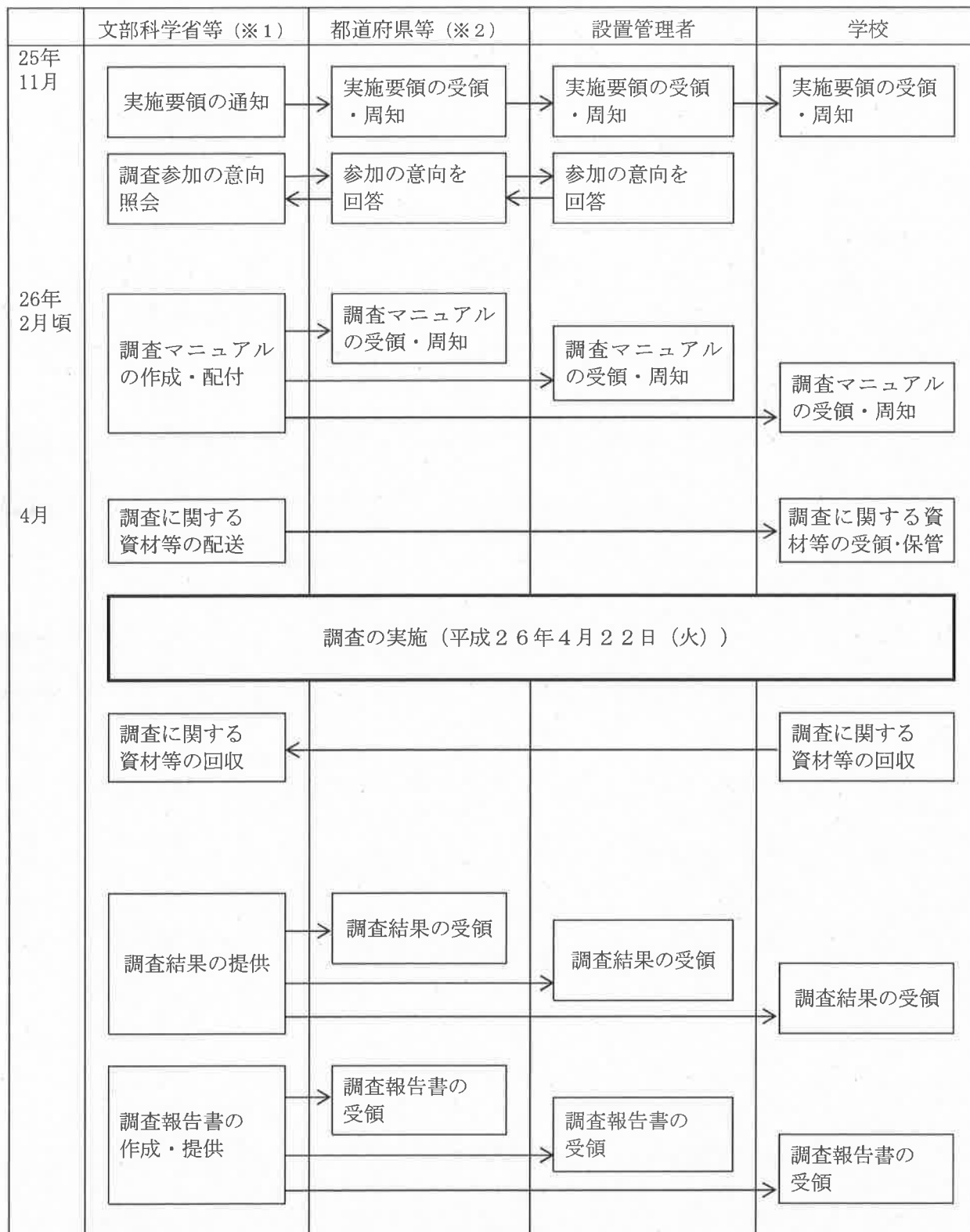
(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、平成26年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査実施に関するスケジュール (予定)

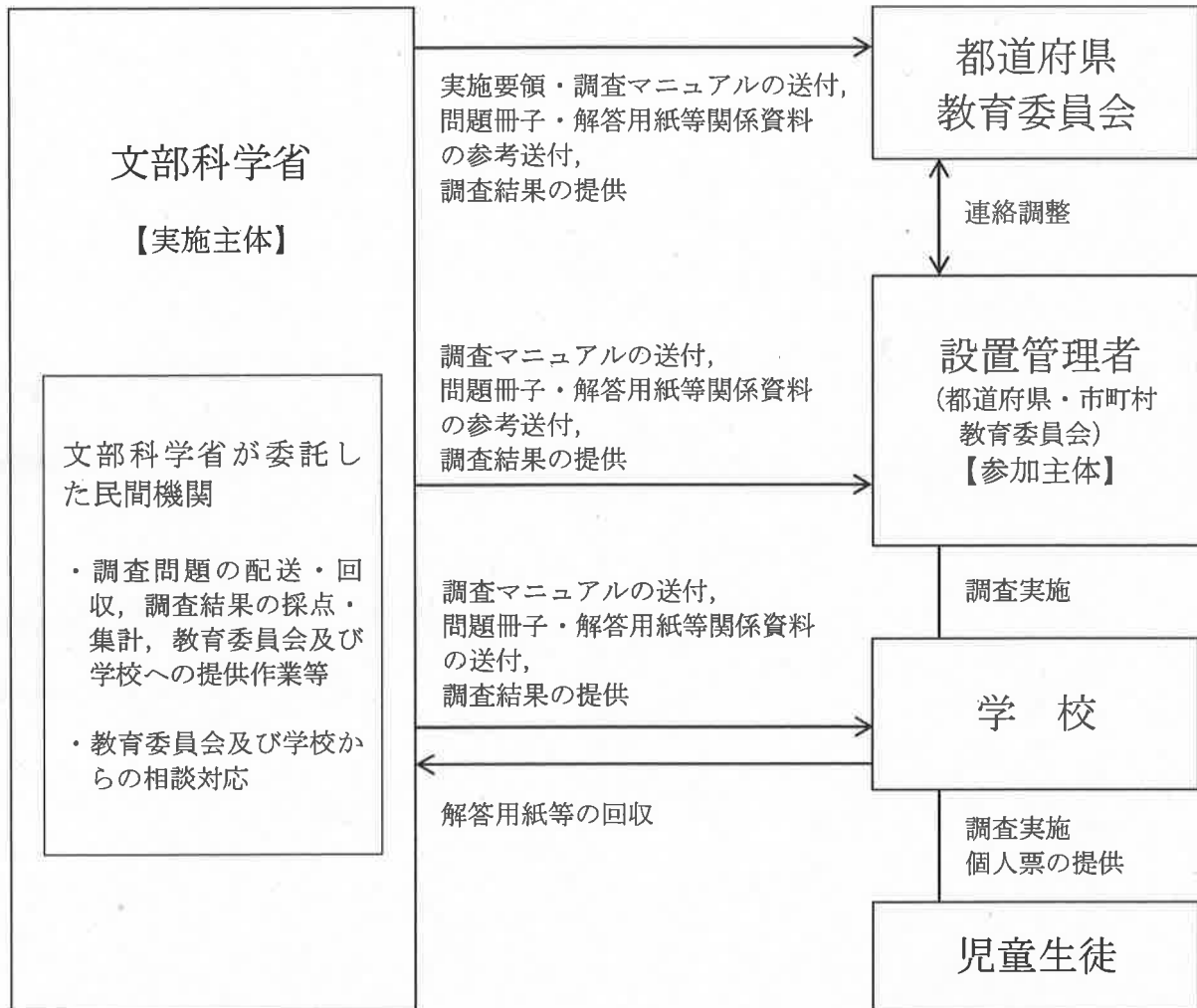


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

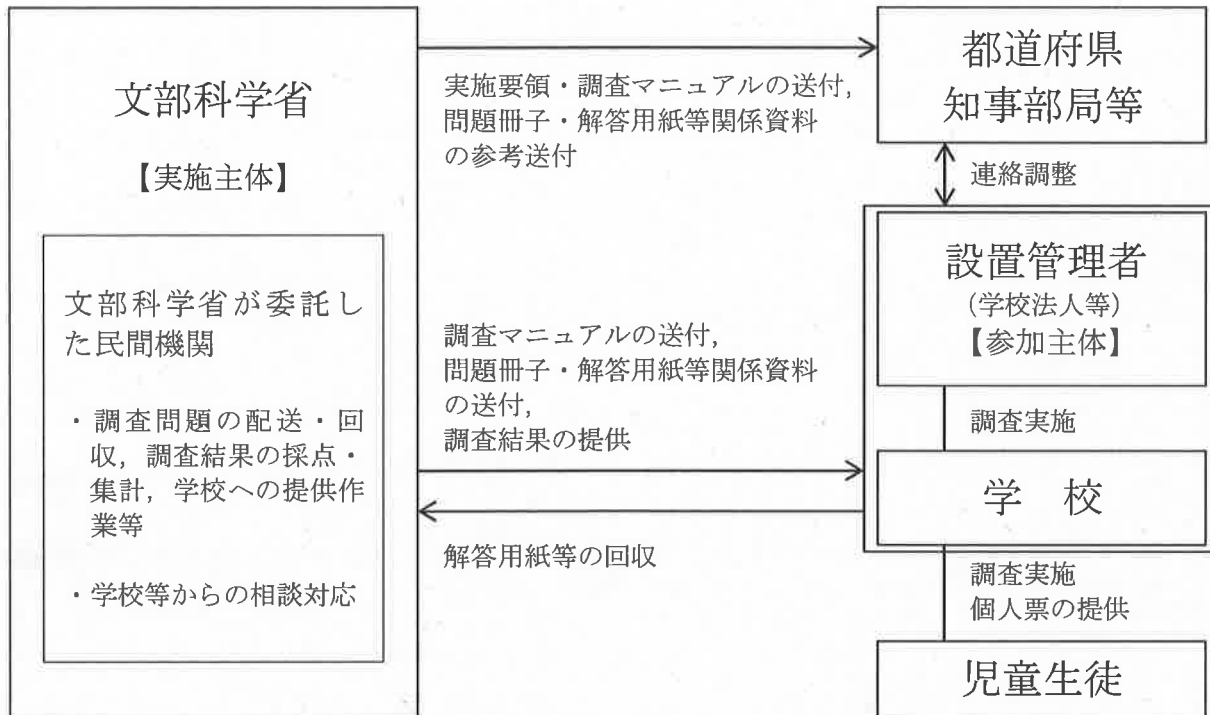
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



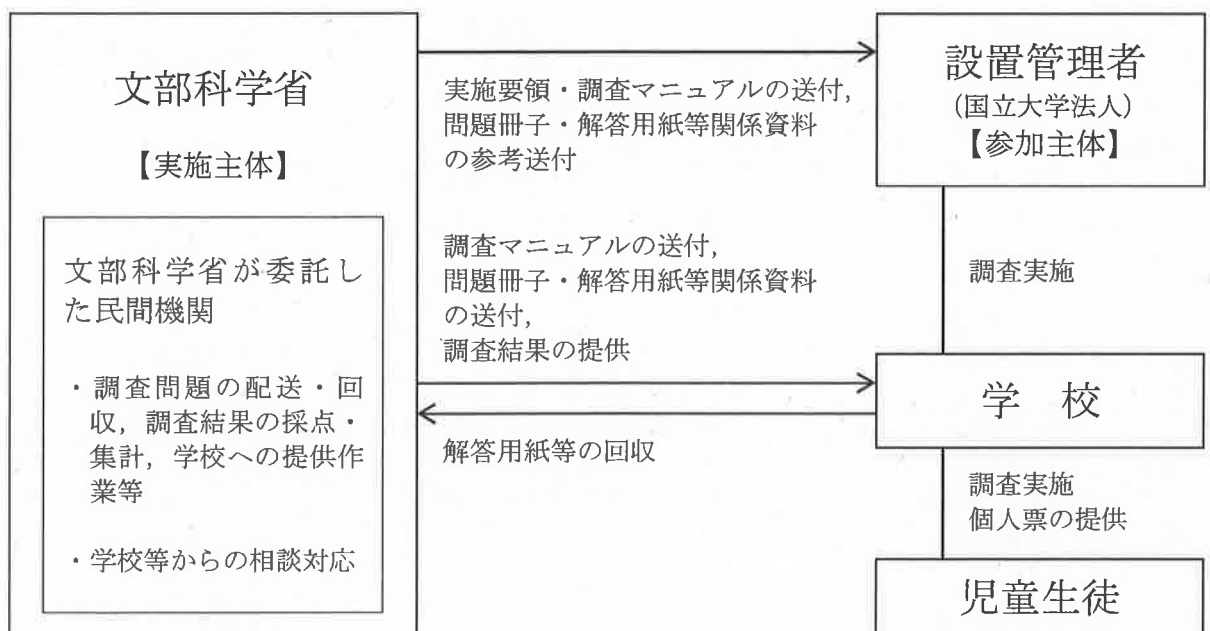
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



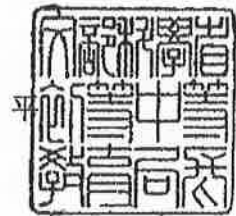


25文科初第990号
平成25年11月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平



(印影印刷)

平成26年度全国学力・学習状況調査への参加について（照会）

平成26年度全国学力・学習状況調査については、「平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成25年11月29日付け25文科初第989号文部科学事務次官通知）において実施要領を通知したところです。本調査を実施するに当たり、同実施要領を遵守した上で、本調査へ参加することについて確認します。

については、別紙1～8のうち該当する様式に記入の上、平成26年1月17日（金）までに文部科学省本件担当まで御回答願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）について、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人について、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社について同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

<本件担当>

初等中等教育局 参事官付 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

結果公表の形式（案）

平成26年度全国学力・学習状況調査（北栄町）について

平成26年 月 日

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。（平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領 平成25年11月29日 文部科学省）

2 調査対象

小学校第6学年、中学校第3学年

3 調査内容

(1) 教科に関する調査（国語，算数・数学）

【問題A】・・・主として「知識」に関する問題

- ・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容
- ・実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっておくことが望ましい知識・技能

【問題B】・・・主として「活用」に関する問題

- ・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力
- ・様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力

(2) 生活習慣や学習環境等に関する質問紙

【児童生徒に関する調査】

- ・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査

4 実施状況

平成26年4月22日（火曜日）に実施

【小学校6年生】

教科等	国語A	国語B	算数A	算数B	質問紙
人数					

【中学校3年生】

教科等	国語A	国語B	数学A	数学B	質問紙
人数					

5 教科の概要

(1) 小学校6年生

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【算数A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【算数B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

国 語

○国語A（主として知識）…○○問

・（分析）

○国語B（主として活用）…○○問

・（分析）

〔国語関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

・（例示）

■全国平均より低い主なもの

・（例示）

②算 数

○算数A（主として知識）…○○問

・（分析）

○算数B（主として活用）…○○問

・（分析）

〔算数関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

・（例示）

■全国平均より低い主なもの

・（例示）

（2）中学校3年生

【国語A】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【国語B】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【数学A】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【数学B】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

国 語

○国語A（主として知識）…○○問

・(分析)

○国語B (主として活用) …○○問

・(分析)

[国語関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

②数 学

○数学A (主として知識) …○○問

・(分析)

○数学B (主として活用) …○○問

・(分析)

[数学関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

6 質問紙調査の概要

○(分析)

7 傾向と対策

(1) 小学校6年生

①国語

・(傾向と対策 記載)

②算数

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

(2) 中学校3年生

①国語

・(傾向と対策 記載)

②数学

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

8 各学校の概要

(1) 北条小学校

① 教科の概要

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条小学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条小学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【算数A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条小学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【算数B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条小学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

国語

○国語A(主として知識)…○○問

・(分析)

○国語B(主として活用)…○○問

・(分析)

[国語関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

算 数

○算数A (主として知識) …○○問

・(分析)

○算数B (主として活用) …○○問

・(分析)

[算数関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

② 質問紙調査の概要

○ (分析)

③ 傾向と対策

①国語

・(傾向と対策 記載)

②算数

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

(2) **大栄小学校**

① 教科の概要

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄小学校				

鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄小学校				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【算数A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄小学校				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

【算数B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄小学校				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

国 語

○国語A（主として知識）…○○問

・（分析）

○国語B（主として活用）…○○問

・（分析）

〔国語関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

・（例示）

■全国平均より低い主なもの

・（例示）

算 数

○算数A（主として知識）…○○問

・（分析）

○算数B（主として活用）…○○問

・（分析）

[算数関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

② 質問紙調査の概要

○(分析)

③ 傾向と対策

①国語

・(傾向と対策 記載)

②算数

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

(3) 北条中学校

① 教科の概要

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【数学A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【数学B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北条中学校				
鳥取県（公立）				
全 国（公立）				

国 語

○国語A（主として知識）…○○問

・（分析）

○国語B（主として活用）…○○問

・（分析）

〔国語関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

・（例示）

■全国平均より低い主なもの

・（例示）

数 学

○数学A（主として知識）…○○問

・（分析）

○数学B（主として活用）…○○問

・（分析）

〔数学関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

・（例示）

■全国平均より低い主なもの

・（例示）

② 質問紙調査の概要

○（分析）

③ 傾向と対策

①国語

・（傾向と対策 記載）

②数学

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

(4) 大栄中学校

① 教科の概要

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【数学A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

【数学B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
大栄中学校				
鳥取県(公立)				
全国(公立)				

国語

○国語A(主として知識) …○○問

・(分析)

○国語B(主として活用) …○○問

・(分析)

[国語関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

数 学

○数学A (主として知識) …○○問

・(分析)

○数学B (主として活用) …○○問

・(分析)

[数学関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

・(例示)

■全国平均より低い主なもの

・(例示)

② 質問紙調査の概要

○ (分析)

③ 傾向と対策

①国語

・(傾向と対策 記載)

②数学

・(傾向と対策 記載)

③生活

・(傾向と対策 記載)

1 北栄町教育ビジョン及び平成26年度重点事業
(今後作成)

2 小中学校における重点項目

(1) 確かな学力づくり [基礎的・基本的な知識・技能の定着]

①校内授業研究会への外部講師招聘 (各校 10万円)

教員の指導力向上を目指す校内授業研究会に外部講師を招聘し、継続的かつ効果的な実践につなげていく。

②学力調査の実施

①の実践の成果と課題を明確にするとともに、義務教育9年間に於いて継続的な指導を実施するために行う。

- 〔・小学校 NRT 1月実施
- ・中学校 NRT 4月実施、CRT 1月実施

③豊かな育ちと学び力アップ会議の実施

子どもの学ぶ力を高め、学力向上につなげていくために、上記の①、②の取り組みを町内4小中学校が連携をしてより効果的に進める。そして、この①、②、③をPDCAサイクルに位置づけて実践していく。

- メンバー 校長1名 (町教研 学習指導部担当校長)、教頭1名
各学校 教務主任・研究主任 (8名)
中部教育局指導主事 (1名)
事務局 (町教委 指導主事)

【H25年度のスケジュール】

□平成25年11月25日 (月)

教育委員会定例会で内容、会議の持ち方等を検討

□平成25年12月5日 (木)

教育連絡会で、取り組みについての意見を聴取

○平成26年1月28日 (火) 15:15～

平成25年度第1回豊かな育ちと学び力アップ会議

- ・目的の確認、活動内容の確認及び計画立案
- ・学力検査分析からわかる北栄町児童生徒の課題とその対策

○平成26年3月中旬頃

平成25年度第2回豊かな育ちと学び力アップ会議

- ・小のNRT・中のCRTの結果分析
- ・平成26年度の活動計画

【H26年度のスケジュール】

○開催時期及び内容

第1回 (6月)

- ・本年度の活動計画 (各校の研究推進計画の情報交換と本会議の年間計画)
- ・中学校NRT分析結果共有 (町内生徒の課題を把握し、実践につなげる)

第2回（11月）

- ・各校実践の振り返りと成果の共有（外部講師を招聘した授業研究会を中心とした実践の成果の報告）
- ・全国学力・学習状況調査の活用状況（分析から実施したことの振り返り）

第3回（3月）

- ・小のNRT・中のCRTの結果分析（町内児童生徒について前年度までの調査結果と比較しながら、成果・課題を明らかにする）
- ・今後（次年度）の活動検討（すでに立案されている各校の研究推進計画に今回の分析の結果を活かしていく）

（2）豊かな人間関係づくり

各学校で実施している「豊かな人間関係づくり」の取り組みを充実させたり、子どもの豊かな育ちを支援したりするために、次の事業を実施する。

①ハイパーQUの実施（年2回）

各学級や生徒一人一人の状況の把握に役立てる。
同学年での共同検討を行う。

②いじめに関する実態調査（年2回 無記名調査）

いじめの未然防止や早期発見に役立てる。
成果と課題についてまとめる。

③ケータイ・インターネット教育講演会の実施

保護者対象の講演会を実施し、家庭の教育力の向上を図る。

【小中学校における重点項目を実施することによって、得られる効果】

- ・子どもの学力向上のために、日々の授業をよりよいものにすることは必要不可欠なことである。そこで、学校においては、校内で研究推進計画を立て、授業研究会を実施して、授業改善、教員の指導力向上を図っている。この授業研究会に、大学の教授等の外部講師を招聘することで、校内研究推進計画や授業への具体的・系統的な指導助言を得ることができ、授業改善、教員の指導力向上をより効果的に進めることができる。
- ・指導にあたって、子どもの実態を把握することは大切なことである。そこで、子どもの学力を知る手段の一つとして、学力調査を実施する。その結果を分析して、日々の指導に活かすことができるとともに、授業研究会を通して取り組んでいる授業改善の効果を振り返るために活用することができる。
- ・豊かな育ちと学び力アップ会議を実施することで、授業研究会を通して取り組んでいる授業改善、その結果を振り返るための学力調査及び学力調査を活かしたさらなる取り組みを継続的に実施することに役立てることができる。そして、町全体の小中連携、小小連携、中中連携に役立てることができる。
- ・学力向上において、よりよい学習集団を築くことは不可欠なことである。学校において、教育活動全般において、豊かな人間関係づくりを進めるため、子どもの実態を知る手段としてハイパーQU やいじめに関する実態調査することで、より効果的な指導につなげることができる。